

市の人口と予算

【人口・世帯】 12月1日現在 合計 = 151,215人 (+ 32人)内は前月比 男 = 75,093人 (+ 17) 女 = 76,122人 (+ 15) 世帯 = 53,877世帯 (+ 68) 【予算】 12月1日現在 一般会計 = 35,031,864千円 特別・企業会計 = 31,096,025千円

笑顔で新年を迎えるために もう一度火の元をチェック!

歳末火災予防特別警戒を展開

冬は空気が乾燥し、火災が多発します。何かと忙しく火の元への注意も怠りがちです。消防本部、消防署、消防団では今月二十五日から三十一日まで、「歳末火災予防特別警戒」を展開します。期間中は、市内全域で消防車両などによる警戒パトロールを展開します。主な火災原因は、放火・放火の疑い、ガスコンロの放



火災が発生したときは直ちに現場へ急行

第4回定例会市議会 18議案を審議中

第四回定例会市議会が十一月二十日に開会し、当初提案議案八件および追加提案議案十件について審議中である。会期は今月十八日まで。この定例会市議会の冒頭、眉山市長は「新川耕地有効活用計画について」など市政についての一般報告を行いました。

(関連記事2・3面)

ひったくりや空き巣狙いに用心

来年1月3日まで

パトロールや検問を強化

【記者発表】 年末年始は、皆さんのちょっとした油断やスキを狙った「ひったくり」や「空き巣狙い」などの犯罪や、雑踏での事故の多発が予想されます。警察では、こうした犯罪を防止するため、パトロールや検問など地域安全運動を強化します。 明るい新年を迎えるためにも、犯罪や事故に巻き込まれないように、次の点などに気をつけてください。

【ひったくり】 バイクや自転車など近づく来、肩にかけたかばんや自転車の前かごに入れた荷物を奪います。荷物は胸に抱えるようにして歩いたり、自転車のときはひったくり防止ネットをかぶせるようにしましょう。また、暗い道は避け、遠回りでも明るい道を選びましょう。

1月10日は「110番の日」

事件や事故が起きたときは、すぐに110番へ。また、言葉や耳が不自由な方は、ファックス(0120-110294)をご利用ください。なお、緊急を要しない用件で110番を使用すると、回線がいっぱいになり、緊急時に対応できなくなってしまいます。緊急でない用件は相談サポートコーナー(043-227-9110)または流山警察署(59-0110)へ。

火事を未然に防ぐために

家の回りに燃えやすいものを置かない 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない コンロを使っているときは、その場を離れない 風の強いときは、たき火をしない マッチやライターは、子どもの目につかない場所へ保管する 電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない ストープには、燃えやすいものを近づけない

年末年始のごみ収集

年末年始のごみ収集日は、下表のとおりです。ごみを出すときは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害・危険ごみをきちんと分別し、決められた袋で出す。決められた曜日の午前8時30分までに所定の集積所に出す。粗大ごみは電話で事前に予約する。など、周囲の家庭に迷惑をかけないようルールを守って、ごみを出してください。 問清掃事務所 ☎54-5501

Table with 3 columns: 収集曜日(地区), 12月最終収集日, 1月収集開始日. Rows include categories like 可燃ごみ, 不燃ごみ, 資源物, 有害・危険ごみ with specific dates for each area.

年末年始の業務案内

: 閉庁、休館、運休など

Table with 2 main columns: 施設名, 備考. Sub-columns for dates from Dec 27 to Jan 5. Lists various municipal facilities and their operational status during the holidays.

急病の場合は休日診療所へ

診療日 12月30日(土)~平成13年1月3日(水) 診療場所 保健センター内休日診療所 ☎55-3456 (西初石4丁目、初石駅下車徒歩約8分) 診療科目 内科・小児科(9時~11時30分、13時~16時30分) 歯科(9時~11時30分) 健康保険証を忘れずに。往診はしません。なお、夜間は医療機関が当番制で診療します。当番医の確認は消防本部 ☎58-0119へ



# 一般報告

平成十二年第四回定例市議会の冒頭、眉山市長は、十項目について市政の一般報告を行いました。その項目は、「新川耕地有効活用計画」「千葉地方法務局流山出張所」「第十七回国勢調査」「公共施設のPCB問題」「災害時における協力に関する協定」「オウム真理教(アレフに改称)対策」「ごみ焼却施設のダイオキシン類の測定結果」「一般廃棄物処理施設整備事業の進捗状況」「常磐新線の進捗状況」「常磐新線沿線整備事業の進捗状況」についてです。これらの項目について、要約して紹介します。

## 【新耕地有効活用計画】

この計画の策定については、土地所有者の意向を十分反映するため、九月に郵送方式でアンケート調査を実施しました。市内外を合わせ、六百十九人の土地所有者にアンケート票を発送したところ、約六十五パーセントにあたる四百通を回収し、現在、その解析作業を行っています。

なお、この計画は、今年中の策定を予定していましたが、さまざまな事情によるアンケート調査の発送の遅れや回収後の解析作業などに多くの時間を費やしていることから、策定は来年になるものと思われず。

## 【千葉地方法務局流山出張所】

千葉地方法務局流山出張所の統廃合については、ことし一月に突如として本市にもたらされましたが、その後、議会における統合反対の決議や市としての要望を関係機関に行いました。

さらに、商工会や農協、青年会議所、宅地建物取引業協会などの諸団体による署名活動が展開され、九月十九日には、一万三千九百六十六人の署名簿を添え、法務大臣に直接、流山市として流山出張所の存続について強く要請しました。

今後とも常磐新線沿線開発等を抱える本市の特殊事情を関係当局に強く訴え、その存続について要望していききたいと考えています。

## 【第十七回国勢調査】

本調査の集計作業は、現在行っていますが、このたび、世帯数、世帯人員をとりまとめた要計表等を県に提出しました。

要計表によると、人口は男性七万四千七百五人、女性七万五千七百九十二人の総人口十五万四千九百七十七人、世帯数五万三千三百三十七世帯となっています。人口の集計速報については、総務庁統計局から発表された後、順を追って各データが公表されることになっています。

## 【公共施設のPCB問題】

10月に、近隣市および東京都下の小学校で教室の蛍光灯の安定器が破裂し、PCBの溶液が児童に振りかかるという事故が発生しました。政府は、PCBの安全対策について閣議了承しましたが

## 【災害時における協力に関する協定】

これにより各官庁は、学校など公共の施設でPCBを使用した蛍光灯用の安定器の使用状況を調査し、平成十三年度末までに交換するなどの対策をとることになりました。

本市でも現在、市内公共施設において、PCBを使用した安定器の使用状況を調査しており、間もなく結果が判明します。また、調査結果に基づき、早急に対策を講じていきたいと考えています。

【改称】対策  
地域住民の不安の解消と平穏な生活環境を確保するため十一月六日、流山市オウム真理教(アレフに改称)連絡会議が設置されました。構成団体としては、防犯協会・市議会・教育委員会・八木地区オウム対策協議会・東部地区オウム真理教対策協議会・商工会・県毛建協流山支部・PTA連絡協議会・市の九団体です。設立会議では、「オウム真理教(アレフに改称)信徒の流山市からの立ち退きを要する」との決議を行うとともに、十一月十二日には、防犯協会主催、流山市オウム真理教(アレフに改称)連絡会議共催による、「オウム真理教の実態について」と題した講演会が市総合体育館で開催されました。



広大な新川耕地

## 【ごみ焼却施設のダイオキシン類の測定結果】

本年度の前期の測定として八月四日に、ダイオキシン類の測定を実施し、その結果が十月六日に検査機関から提出されました。

炉別の詳細の測定数値については、一号炉の電気集じん器出口排ガス濃度が二立方メートル当たり、二ナノグラム、二号炉では、九三ナノグラムとなっており、昨年十二月の測定値(一号炉・四六ナノグラム、二号炉・一六ナノグラム)と比較しても良好な測定値となっており、平成十四年十一月一日以降に適用される排ガス出口の基準値一ナノグラムをクリアできる数値結果となっています。

## 【一般廃棄物処理施設整備事業の進捗状況】

九月定例議会の一般報告で、廃棄物処理施設および地域融和施設建設予定地の地権者の事業協力の同意状況について対象世帯の約七十七パーセントの同意書をいただいた旨の報告をしたところですが、その後も引き続き同意をお願いしたところ、現時点で対象世帯数の約八十五パーセントの地権者から同意書をいただくことができました。地権者の皆様のご理解とご協力が深く感謝申し上げます。

しかし、両事業は同時期に一体的にとの地元の要望を基本に据え、地域融和施設事業については、収用委員会の指導に基づき、全員同意の取得に努力してきましたが、残念ながら現在までのところ、目標が達成できず、収用認定や税控除の手続き等が進められない状況にあります。

このような状況の中、地元下花輪の地権者有志の皆様から十一月二十四日付けで要望書の提出がありました。

要望の内容は、「約八十五パーセントの地権者が同意したものの、収用認定申請もできない状態にあることから、多くの地権者はこれからどうなるのか不安です。地権者の不安を増大させることにならないように、市は英断をもって対処していただきたい」との主旨でした。

市としては、同意をいただいた地権者の心情を考えると、このまま事業を停滞させることは好ましくないものと判断していることから、誠に遺憾に存じますが、廃棄物処理施設用地については、都市計画決定の手続きを進めながら仮契約を締結して、できれば本議会に追加議案として提案する考えです。

一方、地域融和施設用地については、県収用委員会から全員の同意書の添付を指導されていることから、引き続き全員同意に向け全力を傾注し、収用認定や税控除の手続き等を経て、早期に用地取得ができるよう努力していきたいと考えています。

このような事態に至っていることは、地権者に対して大変申し訳なく思いますが、廃棄物処理施設事業の緊急性、重要性等を「賢察のうえ」、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「流山市計画(ごみ焼却場の変更)に伴う都市計画決定の手続きについては、県と協議を重ねていた原案協議が整ったことから、十月十六日から十月三十日までの二週間「流山市計画(ごみ焼却場の変更)」の都市計画の縦覧を行ったところ、延べ三十七人の方の縦覧があり、意見書については、二千八百五人の方から三千件の提出がありました。現在、意見書の整理等を行っているところです。

なお、この都市計画の変更については、十一月二十七日に都市計画審議会に付議したところですので、今後、慎重審議のうえ、原案どおり答申賜りますようお願い申し上げます。

## 【ごみを焼却している清掃事務所「清美園」】

多くのごみを焼却している清掃事務所「清美園」

## 【オウム真理教(アレフに改称)対策】

今後とも、国が示すガイドラインおよび維持管理基準に沿った運転管理等の徹底を図り、一層のダイオキシン類の削減と安全の確保に努めていきたいと考えています。

## 【オウム真理教(アレフに改称)対策】

今後とも、国が示すガイドラインおよび維持管理基準に沿った運転管理等の徹底を図り、一層のダイオキシン類の削減と安全の確保に努めていきたいと考えています。



市議会議場で一般報告をする眉山市長

# 平成12年第4回定例市議会 市政の

【常磐新線の進捗状況】  
常磐新線は、平成十七年度の開業に向けて、一都三県の四十五か所で工事が進められており、平成十二年九月末時点の工事着手率は約五十五パーセントとなっています。

市内では、すでに江戸川橋梁工事や南流山駅周辺のトンネル工事が進められています。九月には区画整理区域外のすべての箇所の工事が発注されました。

また、都市基盤整備公団施行の新市街地地区内においては、新市街地の工事が来年の一月を目途に発注できるよう設計を進めていると聞いています。

さらに、同地区内の東武野田線新駅については、九月末に流山市、都市基盤整備公団、東武鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、日本鉄道建設公団の関係五者により、基本的な合意が得られました。

今後は、常磐新線の開業と同時期の開設を目的に、東武野田線新駅の設計などに着手していく予定です。

また、総武流山電鉄との調停については、現在までに十回行われていますが、本件が一日も早く解決し、事態の收拾が図られるよう引き続き調停に臨んでいきたいと考えています。

【常磐新線沿線整備事業の進捗状況】  
西平井・鱈ヶ崎地区では、一部造成計画の見直しに伴う事業計画変更の続きを進めてきましたが、縦覧や説明会を実施してきた結果、意見書の提出もなかったことから、十一月七日付けで県知事から事業計画変更の認可を受け、十一月十五日に公告したところとしていきます。

また、木地区では、十月十八日に建設大臣から事業計画の第一回変更認可を受けたと聞いています。

このほか、新市街地地区および運動公園周辺地区を含む四地区では、平成十三年度の鉄道用地引き渡しのための諸準備が鋭意進められています。

【常磐新線の進捗状況】  
常磐新線は、平成十七年度の開業に向けて、一都三県の四十五か所で工事が進められており、平成十二年九月末時点の工事着手率は約五十五パーセントとなっています。

市内では、すでに江戸川橋梁工事や南流山駅周辺のトンネル工事が進められています。九月には区画整理区域外のすべての箇所の工事が発注されました。

また、都市基盤整備公団施行の新市街地地区内においては、新市街地の工事が来年の一月を目途に発注できるよう設計を進めていると聞いています。

さらに、同地区内の東武野田線新駅については、九月末に流山市、都市基盤整備公団、東武鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、日本鉄道建設公団の関係五者により、基本的な合意が得られました。



常磐新線の工事が着々と進むJR南流山駅付近

平成十三年度と十四年度に市が発注する建設工事や物品購入・製造などの入札参加資格審査の申請を下表のとおり受け付けます。

今回の受け付けは、新規登録となりますので、登録を希望する事業者はすべて対象となります。建設工事の申請については、経営事項審査結果通知書の写しも含めて提出することになりますので、ご注意ください。

なお、この手続きに必要な申請用紙(一部五百円)は、今月二十日から二十六日および来年一月九日から十五日まで、管財課窓口で販売します(土・日曜を除く)。

問 管財課 ☎50 606

業 種	受付期間	受付時間	受付場所
物品購入・製造・その他業務	1月24日～2月2日	9:30～11:00 13:30～16:00	文化会館(会議室)
測量・コンサルタント業務	2月6日～2月13日		
建設工事	2月14日～2月20日		

土・日・月曜は受け付けません

## 平成13・14年度発注分 入札参加資格審査 1月24日から申請受け付け

## 家屋を取り壊したら 滅失届を忘れずに!

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊した場合、家屋滅失届の提出が必要です。家屋滅失届は、取り壊しによって存在しない居宅や物置、車庫などが課税されないようにするための手続きです。平成十一年以前に取り壊した場合は、家屋取壊証明書の添付が必要です。取り壊した後に新築や増築をした場合は、家屋調査の際、調査員に家屋を滅失したことを告げるだけで手続きが済みます。

問 資産課 ☎50 6074

## 介護保険

### より便利でやさしいサービスを ショートステイの利用が充実

介護保険制度がスタートして八か月が経過しました。市内で要介護・要支援の認定を受けた方は現在約千七百人以上います。

介護保険のサービスには大きく分けて在宅サービスと施設サービスの二つがあり、要介護・要支援の認定を受けた方はこれらのサービスを利用することが出来ます。ただし、施設サービスは、要介護の認定を受けた方のみ利用できます。

本市では、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で、自立した生活ができる在宅サービスの充実を目指しています。

今回は、在宅で介護を受けている方が、一時的に施設で介護を受ける短期入所サービス(ショートステイ)の利用限度日数の拡大と、本市で来年度から運用が始まる訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化についてお知らせします。

【拡大措置】  
認定更新申請等の際に、次の三つの要件を満たしている場合は、短期入所サービスの利用限度日数が拡大されています(下表参照)。

申請月の三か月前と四か月前の訪問通所サービスの利用実績が支給限度額の六割未満である場合  
短期入所サービスの利用日数が限度内の場合  
病院や施設などの入院・入所日数が七日以内の場合

【振替措置】  
利用者が痴ほう、介護者が高齢・病弱などで短期入所サービスを拡大して受けなければならない場合、在宅介護の継続が困難な方が限度日数を超過した場合に、訪問通所サービスの支給限度額の未利用分の範囲で、一か月あたり二週間を限度に短期入所サービスに振り替え利用できます(左表参照)。

【支給限度額の一本化】  
現在の介護保険サービスの支給限度額は、訪問通所サービスについては、一か月に利用できる単位数で、また、短期入所サービスについては、六か月間に利用できる日数となつていますが、平成十四年一月からは、一か月に利用できる単位数に一本化され、短期入所サービスについても、短期入所サービスについて、償還払い方式でサービスを受け

て「六か月で何日」という今の制限を取り止め、訪問通所サービスと同じように一か月単位で、どのサービスを使うかも利用者や家族が選べるというものです。

利用者の利便性や選択性に重点を置いたこれらの制度改革を受け、本市では、来年度一月から短期入所サービスの利用を一か月単位とする運用を開始します(左表参照)。利用の際は、契約している居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)にご相談ください。

なお、サービス費用については、これまでどおり市内の短期入所サービス事業者の利用に限り「受領委任払い方式」による一割負担で、また市外事業者の利用については、償還払い方式でサービスを受け

## 短期入所サービスの利用上の目安

	もともとの上限 (6か月間で利用できる期間)	拡大措置後の上限	振り替え後の上限	平成14年1月から (本市では来年度1月から運用)
要支援	7日 (1週間) / 6か月	14日 (2週間) / 6か月	49日 (7週間) / 6か月	6日 / 1か月
要介護1	14日 (2週間) / 6か月	28日 (4週間) / 6か月	84日 (12週間) / 6か月	16日 / 1か月
要介護2	14日 (2週間) / 6か月	28日 (4週間) / 6か月	84日 (12週間) / 6か月	18日 / 1か月
要介護3	21日 (3週間) / 6か月	42日 (6週間) / 6か月	91日 (13週間) / 6か月	24日 / 1か月
要介護4	21日 (3週間) / 6か月	42日 (6週間) / 6か月	91日 (13週間) / 6か月	27日 / 1か月
要介護5	42日 (6週間) / 6か月	63日 (9週間) / 6か月	98日 (14週間) / 6か月	30日 / 1か月

1か月を4週間として換算しています

## ケアマネ連絡会で情報交換 ～ 会員も随時募集～

介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、本人の自立に向けてお手伝いをする介護支援専門員(ケアマネジャー)が、相互に連絡を取り合い、知識の向上やより良い介護サービス計画の作成を目的に、連絡会を設立しています。入会は随時受け付けていますので、ご希望の方は介護支援課へ問い合わせを。

なお、5回目の連絡会を1月17日午後2時からケアセンターで開催します。当日会場でも入会を受け付けますので、お気軽にご来場を。

問 介護支援課 ☎50-6109

問 介護支援課  
☎ 50 6109

サービス利用の手引き

「みんなで育てる介護保険・サービス利用の手引き」を発行

介護保険制度の運営については、大きな混乱もなく運営されていますが、新しい制度であるため、分かりやすい説明を求める声が多く寄せられています。そこで、このほど本市独自のパンフレットとして「みんなで育てる介護保険・サービス利用の手引き」を作成し、十二月二十日から行政連絡員を通じて全戸に配布します。

なお、お手元に届かない方には、市役所介護支援課、在宅介護支援センター、各出張所、各公民館でも配布します。

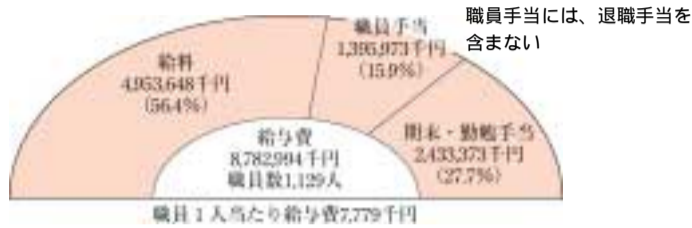
# 職員給与等の公表

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	10年度の人件費率
11年度	(H12.3.31現在) 149,287人	千円 36,334,157	千円 1,627,302	千円 10,335,967	% 28.4	% 30.6

人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む

## (2) 職員給与費の状況(普通会計当初予算)



## (3) 職員の平均給料月額・平均給与月額および平均年齢の状況(平成12年4月1日現在)

職別	区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職員	本市	383,920円	43.05歳
	県	371,582円	42.08歳
技能・労務職員	本市	329,648円	48.08歳
	県	327,272円	47.06歳

( )内は平均年齢

職別	区分	平均給与月額
一般行政職員	本市	493,267円
	県	455,005円
技能・労務職員	本市	405,650円
	県	377,410円

給与月額とは、月々支給される給料および職員手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)の合計

## (4) 職員の初任給の状況(平成12年4月1日現在)

区分	学歴	本市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料月額	決定初任給	採用2年経過日給料月額
一般行政職	大学卒	181,400円	196,300円	I種184,200円 II種174,400円	203,800円 188,900円
	高校卒	146,500円	157,700円	141,900円	151,800円

## (5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成12年4月1日現在)

職別	学歴	経験年数	平均給料月額
		10年	287,600円
一般行政職	大学卒	15年	326,856円
		20年	392,856円
		10年	219,500円
一般行政職	高校卒	15年	280,625円
		20年	336,260円

採用前に民間歴等のある場合には、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数

## (6) 昇給期間短縮の状況

区分	一般行政職	
	10年度	11年度
職員数	668人	659人
普通昇給期間(12~24か月)を短縮して昇給した職員数	0人	0人
比率	0%	0%

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成12年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	局長 部長	次長 課長	課長補佐	主幹 係長 主査	係長 主査 副主査	主任主事 主任技師	主事 技師	事務員 技術員	
職員数(人)	13	51	51	38	196	135	50	4	538
構成比(%)	2.4	9.5	9.5	7.1	36.4	25.1	9.3	0.7	100
1年前の構成比(%)	2.0	7.9	6.7	4.1	38.4	27.1	12.4	1.4	100
5年前の構成比(%)	2.1	7.5	6.8	3.9	23.5	37.0	16.8	2.4	100

職員数は、本市の給与条例に基づく給料表の級区分による標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

## (8) 部門別職員数の状況および定員適正化計画(職員数は各年4月1日現在)

区分	職員数		増減	主な増減理由	定員適正化計画(9年度~12年度)	職員数		
	11年度	12年度				8年度	12年度	増減
一般行政部門	711	701	10	内部管理業務の見直し等	4	718	701	17
教育部門	224	220	4	施設運営の見直し等	(2)	241	220	23
消防部門	167	166	1	他部門へ異動	( )	168	166	
水道、下水道等の企業会計部門	87	87	0		(0)	86	87	1
合計	1,189	1,174	15		4(2)	1,213	1,174	39

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています  
本市では一般行政部門を対象に、平成9~12年度までの4年間を期間とした定員適正化計画を策定しています。特別行政部門(教育、消防)および企業会計部門については、参考値をカッコ書きで示してあります

## (9) 職員手当の状況(平成12年4月1日現在)

区分	本市	国
扶養手当	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 5,500円 3人目から 1人 2,000円 (16歳~22歳の子1人につき5,000円加算)	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 5,500円 3人目から 1人 2,000円 (16歳~22歳の子1人につき5,000円加算)
住居手当	借家の場合(家賃11,500円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,500円を限度に支給 自宅の場合 世帯主 9,300円 その他 3,100円	借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 1,000円(新築・購入後5年間2,500円)
通勤手当	電車・バスを利用する場合 定期代を全額支給 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円~32,830円を支給	電車・バスを利用する場合 定期代等45,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給(5,000円を限度) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円~20,900円を支給
期末手当 勤勉手当	(平成11年度支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.65月分 3月期 0.5月分 計 3.75月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置...有	(平成11年度支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.65月分 3月期 0.5月分 計 3.75月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置...有
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 その他の加算措置 退職時特別昇給 1人当たりの平均支給額 22,073千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 その他の加算措置 退職時特別昇給 1号俵

区分	全職種	
	職員数	割合
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	61.4%
手当の種類(手当数)	支給対象職員1人当たり平均支給年額	66,352円
代表的な手当の名称	支給額が多い手当	消防出動手当、社会福祉手当、保健手当、清掃業務手当
	多くの職員に支給されている手当	消防出動手当、社会福祉手当、保健手当、調理業務手当

区分	支給率	支給対象職員数	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成11年度決算)
調整手当(平成12年4月1日)	10%	1,124人	433,743円
国の制度(支給率)	0% 千葉県乙地3% 成田新東京国際空港区域10%		

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
時間外勤務手当	213,007千円	217千円
	191,676千円	195千円

## (10) 人件費削減措置(本市では厳しい財政事情により、以下のとおり人件費の削減措置を行っています)

区分	削減措置	実施期間	内容
一般職	管理職手当の減額	11年4月から14年3月まで	5級職以上の管理職に支給される管理職手当を10%減額
	期末・勤勉手当基礎額における加算率の引き下げ	同上	5級職以上の管理職に支給される期末・勤勉手当の基礎額に加算する率を一律3%~5%引き下げ
特別職	期末手当の減額	同上	市長、助役、収入役、教育長および市議会議員に支給される期末手当を10%減額

## (11) 特別職の報酬月額等の状況

区分	報酬月額等(平成10年4月1日適用)	期末手当(平成11年度支給割合)
市長	930,000円	6月期 2.2月分
助役	803,000円	12月期 2.25月分
収入役	744,000円	3月期 0.5月分
議長	550,000円	計 4.95月分
副議長	490,000円	
議員	460,000円	

「(10)人件費削減措置」のとおり、現在10%減額して支給しています

50 6068 問 人事課

# 看護婦(士) 臨時職員登録者の募集

市教育委員会では、平成13年度から働くことのできる臨時職員(看護婦(士))の登録者を募集します。

登録資格 = 看護婦(士)の免許を取得している方  
勤務場所 = 市役所 内容 = 児童・生徒の結核健康診断に伴う予防接種業務  
期間 = 平成13年4月1日～7月31日 勤務日/時間 = 月～金曜/9時～17時 時間給 = 1,180円(交通費別途支給)

詳細は問い合わせを  
問 学校教育課 ☎50-6104

# 平成13年4月1日採用予定 市職員を募集

職種	受験資格(年齢など)
機械管理員 土木補修員	昭和45年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた方
調理師	昭和45年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれ、調理師免許を取得している方、または平成13年3月末日までに取得見込みの方

問 人事課 ☎50-6068

平成13年4月1日採用予定の流山市職員(職種 = 左表参照)を募集します。募集人員はいずれも若干名。

### 【受験手続き】

提出書類 = 受験申込書(市指定用紙を人事課で配布)に必要な事項を記入し、本人が人事課へ持参  
受付期間 = 12月15日～平成13年1月11日9時～17時(12月29日～平成13年1月3日、土・日曜、祝日を除く)

### 【試験の日程と内容】

第1次試験(一般教養、作文、適性試験) = 平成13年1月21日(日)・市ケアセンター 第2次試験(面接など) = 日程は第1次試験合格者に通知 採用予定日 = 平成13年4月1日

「手続き不要」の駐輪場を  
継続利用者は、平成十三年四月一日からの自転車駐輪場(以下、「駐輪場」といいます)の利用登録申請を受け付けます。現在利用している方には、「平成十三年度自転車駐輪場の登録手続」の八ガキを今月下旬に送付します。なお、決定通知書と登録手数料の納入通知書は、三月上旬に送付する予定です。

継続利用者は、平成十三年四月一日からの自転車駐輪場(以下、「駐輪場」といいます)の利用登録申請を受け付けます。現在利用している方には、「平成十三年度自転車駐輪場の登録手続」の八ガキを今月下旬に送付します。なお、決定通知書と登録手数料の納入通知書は、三月上旬に送付する予定です。

継続利用者の受付期間は、平成十三年四月一日から平成十三年四月十五日(金)までです。各駅と江戸川台・新川出張所に投函箱を設置しますので、送付された「登録手続」の八ガキを入れてください。

継続利用者の受付期間は、平成十三年四月一日から平成十三年四月十五日(金)までです。各駅と江戸川台・新川出張所に投函箱を設置しますので、送付された「登録手続」の八ガキを入れてください。

平成十三年四月一日からの自転車駐輪場(以下、「駐輪場」といいます)の利用登録申請を受け付けます。現在利用している方には、「平成十三年度自転車駐輪場の登録手続」の八ガキを今月下旬に送付します。なお、決定通知書と登録手数料の納入通知書は、三月上旬に送付する予定です。

# 自転車場 自駐

# 来年4月からの

# 利用者を受け付け

# 継続・新規利用、変更など手続きを



部分が自転車放置禁止区域  
部分が登録駐輪場



### 放置自転車をなくし 快適な街づくりを

駅周辺の歩道や車道などは「自転車放置禁止区域」となっています。放置自転車は、お年寄りや身体の不自由な方の歩行の妨げとなります。自転車は決められた駐輪場へ駐車しましょう。



### 利用登録の手続き方法

登録自転車駐輪場	新規利用登録	継続利用登録	駐輪場の変更・取り消し	車種の変更
流山駅西側第1	申請用紙で申請	手続き不要	現在利用している駐輪場の変更または取り消しを希望する方は、八ガキに必要な事項を記入し、各駅と江戸川台・新川出張所に設置する投函箱に入れてください 第2希望まで記入してください	自転車 原動機付自転車  車種の変更をする方は、八ガキに変更内容を記入し、各駅と江戸川台・新川出張所に設置する投函箱に入れてください
流山駅西側第2	〃 (抽選)	送付する八ガキで申請(抽選)		
流山駅東側	〃	手続き不要		
平和台駅第1 共通	〃	〃		
平和台駅第2	〃	〃		
鎌ヶ崎駅第1 共通	〃	〃		
鎌ヶ崎駅第2	〃	〃		
運河堤防	〃	〃		
運河駅第1 共通	〃	〃		
運河駅第2	〃	〃		
江戸川台駅東口(階層式)	〃 (抽選)	送付する八ガキで申請(抽選)		
江戸川台駅東口第1	〃	手続き不要		
江戸川台駅東口第2	〃	〃		
江戸川台駅西口(階層式)	〃 (抽選)	送付する八ガキで申請(抽選)		
江戸川台駅西口第1	〃	手続き不要		
江戸川台駅西口第2	〃	〃		
初石駅東側第1 共通	〃	〃		
初石駅東側第3	〃	〃		
初石駅東側第2	〃	〃		
初石駅西側第1 共通	〃	〃		
②初石駅西側第2	〃	〃		

登録手数料(年額)

利用登録者	金額(1台につき)			
	市内居住者		市内居住者以外	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
一般	3,000円	6,000円	6,000円	12,000円
高校生以下	1,500円	3,000円	3,000円	6,000円

隣接の柏・野田・松戸市の居住者は、市内居住者と同額

問い合わせ 生活安全課 ☎50 6078

①⑦⑨、②②と平成13年4月1日から共通となる④⑤、⑥⑦、⑨⑩は、各々どちらか空いている駐輪場を利用していただくようになります

来年1月1日から

# 医療保険制度が改正に

## 高齢者の負担や高額療養費の負担額などが変わります

医療保険制度の安定的運営を確保するとともに、給付と負担の公平化などを図るため、医療保険制度が改正になります。これに伴い、平成13年1月1日から「高齢者の外来・入院の医療費の自己負担が従来の定額制から、原則一割負担の定率制に」「高額療養費の自己負担限度額の変更」などいくつかの点が変わります。今号では、主な改正点をお知らせします。

### 1 高齢者の自己負担(老人保健で医療を受けるときの負担)

項目	改正前	改正後(平成13年1月1日から)
外来のとき	一部負担金 1日530円 (月4回まで、5回目からは無料)	医療費の1割を負担 ただし、同一の医療機関での負担額が、1か月に下記の額に達したときは、その後の自己負担はありません。 医療機関で直接薬をもらった方...医療機関で3,000円(ベッド数が200床以上ある大病院で受診した方は5,000円) 医療機関で処方箋をもらい、薬局で薬をもらった方...医療機関で1,500円、薬局で1,500円(ベッド数が200床以上ある大病院で受診した方はそれぞれ2,500円) 定額制を選択した診療所 <sup>注1</sup> での負担額は1日につき800円で、1か月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院の自己負担はありません
入院のとき	一部負担金 1日1,200円 市民税非課税世帯に属する方 <sup>注2</sup> 等...1か月35,400円まで で高齢福祉年金を受給している方 <sup>注2</sup> ...1日500円	医療費の1割を負担 ただし、同一の医療機関での負担額が1か月に37,200円に達したときは、その後の自己負担はありません。 また、下記のに該当する方は、負担額が1か月に一定額に達したときは、その後の自己負担はありません。 市民税非課税世帯に属する方 <sup>注2</sup> 等...24,600円 で高齢福祉年金を受給している方 <sup>注2</sup> 等...15,000円 特定疾病に認定されている方の医療機関窓口での負担はこれまでと変わりません
訪問看護を受けたとき	自己負担 1日250円	老人保健の訪問看護に要する費用の1割を負担 ただし、同一の訪問看護ステーションでの負担額が1か月に3,000円に達したときは、その後の自己負担はありません。 定額制の訪問看護ステーション <sup>注3</sup> の場合は、1日600円。1か月に6日以上、訪問看護を受けた場合は、6日目以降分の自己負担はありません
老人高額医療費支給制度		新たに創設 同一世帯に1か月30,000円以上(市民税非課税世帯 <sup>注2</sup> 等は21,000円以上)支払った老人保健対象者が複数いる場合は、合わせて37,200円(市民税非課税世帯 <sup>注2</sup> 等は21,000円)を超えた額が払い戻されます。

注1)一部負担金を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た診療所  
注2)事前に市長の認定を受ける必要があります(申請は高齢者支援課へ)  
注3)訪問看護に要する費用を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション

### 2 高額療養費の自己負担限度額

項目	改正前	改正後(平成13年1月1日から)
自己負担限度額(過去12か月以内に3回まで)	一般 63,600円	一般63,600円(ただし、医療費が318,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加えた額) 上位所得者 <sup>注4</sup> 121,800円(ただし、医療費が609,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加えた額)
4回目以降の自己負担額 <sup>注5</sup>	一般 37,200円	一般 37,200円 上位所得者 <sup>注4</sup> 70,800円

市民税非課税世帯については、変更はありません  
注4)市民税算定の基礎となる総所得金額が670万円程度以上の方  
注5)同じ世帯で直近の12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けたときには、4回目から表の金額を超えた額が支給されます

### 3 入院時の食事代の自己負担

項目	改正前	改正後(平成13年1月1日から)
入院時食事代の自己負担	1日760円	1日780円

市民税非課税世帯については、変更はありません

### 4 住所地特例の対象拡大

項目	改正前	改正後(平成13年1月1日から)
長期入院のため住所を入院先の医療機関等に移す場合の保険者	長期入院のため住所を移す場合、特定の疾病による場合のみ、住所を移す前の市町村の被保険者となる	長期入院のため住所を移す場合、すべて住所を移す前の市町村の被保険者となる

### 5 海外療養費の創設

これまで、海外で治療を受けた場合、国民健康保険は使えませんでした。他の医療保険制度と同様に診療内容明細書、領収明細書(日本語の翻訳文、翻訳者の住所・氏名を明記)をそろえて国保年金課窓口へ提出すれば、国民健康保険の給付の範囲で支給を受けることができるようになります。

### 問い合わせ

老人保健に関するもの...高齢者支援課 ☎50-6080  
国民健康保険に関するもの...国保年金課 ☎50-6077

## あなたも確認を!

### 千葉県最低賃金・産業別最低賃金

県内のすべての事業場で働く労働者(パート、アルバイトなどを含む)に適用される千葉県最低賃金(10月1日発効)と、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金(12月25日発効)が改正されました。

この最低賃金額は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当などは、含まない額です。  
ご不明な点や相談は、労働基準監督署へ。  
問 柏労働基準監督署 ☎63-0245  
24時間テレホンサービス ☎043-221-4700

最低賃金件名	最低賃金 (上段:日額、下段:時額)
千葉県最低賃金	5,372円 672円
調味料製造業最低賃金	6,071円 759円
鉄鋼業最低賃金	6,280円 785円
一般機械器具製造業最低賃金	6,202円 776円
電気機械器具製造業最低賃金	6,168円 771円
精密機械器具製造業最低賃金	6,058円 758円
各種商品小売業最低賃金	5,927円 741円
自動車(新車)小売業最低賃金	6,141円 768円

忘れていませんか?  
児童手当の手続き

所得制限限度額 (単位:円)

扶養人数	国民年金加入者 年金未加入者	厚生年金等加入者
0人	1,700,000	3,610,000
1	2,080,000	3,990,000
2	2,460,000	4,370,000
3	2,840,000	4,750,000
4	3,220,000	5,130,000
5	3,600,000	5,510,000
6	3,980,000	5,890,000

所得額 = 年間収入金額(平成11年分) - 必要経費 - 80,000  
(社会保険料等共通控除) - その他の諸控除

## 柏保健所からのお知らせ

特定疾患医療受給者票の更新手続きを  
「特定疾患医療受給者票」を  
お持ちの方は、更新手続きを行  
ってください。継続申請を次の  
日程で受け付けます。記入方法  
が分からない方や変更事項・相  
談のある方は、事前に柏保健所  
に問い合わせをください。  
また、当日都合のつかない方  
は、三月三十一日までに柏保健  
所で手続きをください。  
なお、小児慢性特定疾患医療  
受給者の方には、医師法等に  
資格を有する方は、医師法等に  
より一年に一度の届け出が義務  
付けられています。平成十二年  
一月十五日までに柏保健所に届  
け出してください。現在、勤  
務をしていなくても、届け出が  
必要です。用紙の請求など詳細  
は柏保健所へ問い合わせを。  
届け出が必要な資格者「医  
師、歯科医師、薬剤師、保健婦  
(士)、助産婦、看護婦(士)、  
准看護婦(士)、歯科衛生士、  
歯科技士」  
問 柏保健所 ☎67 1255

# 情報BOX

★印のあるものは市主催のもので  
掲載の申し込みは所定の用紙で

## 講座・講演

**ビデオ編集利用講座**  
県民プラザのビデオ編集室の機器の操作方法を学ぶことにより、修了後は、ビデオ編集の個人利用が可能になります。

日時：平成13年1月20日(土)10時～16時 場所：さわやかちば県民プラザ(柏市) 定員：10人 受講料：500円 申し込み：往復ハガキに、ビデオ編集室利用講習会、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、平成13年1月6日(必着)までに〒277-0882 柏市柏の葉4-3-1 さわかちば県民プラザ事業課へ  
問 同プラザ ☎40-8615

## 映画・公演

**クリスマス・ギターコンサート**  
「ミレニアム」主催。12月17日(日)14時～16時 南流山センター。入場料2300円 問 森田 ☎58-3140

## 縦覧

**都市計画公園の変更案の縦覧**  
期間：12月25日(月)まで(土・日曜を除く) 場所：公園緑地課 内容：三輪野山1号公園ほか3公園の変更案 問 公園緑地課 ☎50-6092

## 大会・試合

**囲碁新春大会**(流山囲碁同好会主催) 平成13年1月21日(日)9時30分～17時、文化会館。参加費1500円(昼食代込み) 問 陣内 ☎52-1943

## その他

**県営住宅の入居募集**  
募集期間：平成13年1月4日(木)～15日(月) 申込資格：申込者が日本国籍の方または外国人で在留資格が永住者および日本人の配偶者等の方 同居親族のある方 住宅に困窮している方 千葉県内に住む方 基準を満たす保証人がいる方 収入基準に適合している方 すべてに該当する方 募集案内：市都市計画課窓口で配布 詳細は問い合わせて  
問 県まちづくり公社 ☎04-222-9182

**住宅ローン総合相談**  
住宅金融公庫では、勤務先の倒産等により返済が困難となった方で、一定の要件に該当する場合、返済期間の延長等の新特例措置を実施しています。また、住宅取得を計画している方への資金計画相談も実施しています。  
なお、返済条件の変更については、現在返済中の金融機関  
問 国民生活金融公庫 ☎04-367-1191

## 法務局からのお知らせ

**年末の登記申請はお早めに**  
例年、12月は登記関係の申請などが急増し、窓口が大変込み合います。登記の申請や登記簿の謄本・抄本・登記事項証明書、印鑑証明書の交付などの請求は、なるべく早めに提出するようにしてください。  
なお、年末になって不動産や会社の登記申請をしようと、年内に処理することができない場合もあります。ご注意ください。  
問 千葉地方法務局松戸支局 ☎047-363-6278

**放送大学の学生募集**  
募集学生：全科履修生 選択履修生 科目履修生 願書受け付け：12月15日～平成13年2月15日 詳細は問い合わせて  
問 放送大学東京第三学習センター ☎03-5244-2760

**国の教育ローン(国民生活金融公庫)**  
対象：高校、短大、大学 専門学校などに入学・在学する子どもの保護者(収入制限あり) 融資金額：200万円以内(学生・生徒1人当たり) 返済期間：10年以内 利率：年2.4%(平成12年11月10日現在)  
問 国民生活金融公庫 ☎04-367-1191

**松戸栄暮らしの無料相談**  
内容/日程：介護相談/平成13年1月15日(月)・29日(月) 税務相談/1月9日(火)・23日(火)・31日(水) 年金相談/1月11日(木)・25日(木) 法律相談/1月16日(火)・24日(水)・30日(火) 法律・介護相談/1月24日(水) 時間：10時～15時 会場：松戸栄暮らしの相談センター(松戸栄郵便局) は流山郵便局 定員：各4人(先着順) 申し込み方法など詳細は問い合わせて  
問 相談センター ☎047-360-6612

**玉藻園** 月2回水曜13時～14時30分、初石公民館。入会金1000円、月会費2000円 問 田村 ☎59-3900

**翔龍会(詩吟)** 毎週水曜10時～12時、主に名都借福祉会館。月会費2000円 問 黒田 ☎50-0870

**CSCバドミントンクラブ** 毎週土曜9時～12時、市総合体育館。月会費1000円 問 板垣 ☎45-6783

**野田女声合唱団** 毎週金曜9時45分～12時30分、主に東深井福祉会館。入会金1000円、月会費3500円 問 西本 ☎54-1679

**ウクレレ・サークル** 毎週水曜19時～20時30分、毎週土曜10時～12時、いずれも初石公民館。入会金2000円、月会費2000円 問 池田 ☎54-5023

**若葉サークル(卓球)** 第3・4日曜9時30分～11時30分、勤労青少年ホーム 問 尾 ☎45-3338

**アルゼンチンタンゴクラブ** (ダンス) 第1・3日曜13時～16時30分、東部公民館。入会金1000円、月会費1000円 問 田村 ☎58-1945

**集賢堂** 毎週日曜11時～12時、主に赤城福祉会館。入会金1000円、月会費2000円 問 河村 ☎59-0301

**流山ダンス同好会** 毎週水曜13時30分～15時(初級) 15時～17時(中・上級) 毎週土曜14時～16時(初・中級) いずれも文化会館。入会金1000円、月会費3000円 問 矢竹 ☎43-738

**金子クラブ(バレエ)** 0円 問 加藤 ☎59-2787

**学生会募集**(平成13年4月1日から国立館山海上技術学校に改称)  
対象/定員：中学卒業生(卒業見込みを含む)/40人 試験日：平成13年2月11日(祝) 申し込み：平成13年1月9日から2月6日までに願書提出  
問 館山海員学校 ☎0470-22-1912

**選挙人名簿の登録者を発表**  
公職選挙法に基づく十一月一日現在の選挙人名簿の登録者数は、十二万二千四百二十二人(前回比三百四十七人増)です。この登録者数の発表は、正確な有権者数を把握するため、年四回行っています。  
問 市選挙管理委員会事務局 ☎50-6100

**中央省庁が変わります**  
平成13年1月6日から政府が1府12省庁体制に、現在の1府22省庁が大きく再編成されます。

内閣府
国家公安委員会
防衛庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

問 中央省庁等改革推進本部事務局 ☎03-3539-8920

**会員の会(社交ダンス)** 毎週火曜19時～21時、南流山センター。入会金1000円、月会費3500円 問 川島 ☎45-2932

## 会員募集

**サロコンコンサート**  
第152回  
今月は22日に  
日時：22日(金)12時15分～ 場所：市民ギャラリー テーマ：世界の作曲家シリーズNo.23トステイ 曲目：セレナータ、夢、理想の女(ひと)、マレキアーレほか 出演：戸邊祐子(メゾ・ソプラノ) 熊坂正実(バリトン) 森寿美子(ピアノ)  
問 社会教育課 ☎50-6106

**選挙人名簿の登録者を発表**  
公職選挙法に基づく十一月一日現在の選挙人名簿の登録者数は、十二万二千四百二十二人(前回比三百四十七人増)です。この登録者数の発表は、正確な有権者数を把握するため、年四回行っています。  
問 市選挙管理委員会事務局 ☎50-6100

**常磐自動車道測定結果(平成12年10月)**

項目	若葉台	西初石	東初石	青田
①騒音 時間	62	212	47	65
②NO2 日	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
③SPM 有無	無	無	無	無
④日平均 上り				
下り				
合計				
④日平均 交通量	34,404台	49,827台	84,231台	

①昼60デシベル・朝夕55デシベル・夜50デシベルの協定値を超えた時間  
②連続した3か月間に日平均値が0.04ppmを超えた日数(0.06ppmを超えた日数)  
③日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無

**流山警察署初石交番が一時閉鎖に 来年3月23日まで**  
流山警察署初石交番は建物が老朽化したため、平成13年3月23日までの間、建て替え工事により閉鎖します。工事期間中は、流山警察署および江戸川台交番で相談などを受け付けます。  
問 流山警察署 ☎59-0110 江戸川台交番 ☎53-4093

**流山警察署初石交番が一時閉鎖に 来年3月23日まで**  
流山警察署初石交番は建物が老朽化したため、平成13年3月23日までの間、建て替え工事により閉鎖します。工事期間中は、流山警察署および江戸川台交番で相談などを受け付けます。  
問 流山警察署 ☎59-0110 江戸川台交番 ☎53-4093

**善意用品交換セール**  
「お譲りします」「さがしています」とも希望者は、官製ハガキに番号、品名、住所、氏名、電話番号を明記して、22日までに市コミュニティ課へ。抽選は25日に行い、提供者から当選者に連絡します。交渉は相対で行い、その結果を同課へ報告していただきます。次号への掲載は「往復ハガキ」1枚で2点程度。価格は5,000円以下とし、22日までに同課へ申し込みください。  
申し込み：〒270-0192流山市役所コミュニティ課消費生活係 問い合わせ：コミュニティ課 ☎50-6076

**お譲りします**  
コタツ板(75cm、新品)=2000円 ダイニングテーブルとイス4脚=5000円 女性用スキーウェア上下セット=5000円 ディレクTV受信セット=5000円 パーティードレス=5000円 厚地カーテン(巾100×140cm2枚、ピンク、新品)=800円 厚地カーテン(巾70×110cm2枚、ピンク、新品)=700円 レースカーテン(巾100×60cm2枚、新品)=500円 レースカーテン(巾165×70cm、新品)=300円 コンビラック=無料 男児スキーウェア(100cm)=1000円 スノトク(16cm、ピンク)=500円 女児服(100cm、16点)=3000円 ベビー用カーシート=5000円 B型ベビーカー=3000円 石油ファンヒーターと灯油缶=3000円 婦人靴(22.5cm、ローヒール新品3点と他4点)=700円 ポーチ型だっこひも=3000円 ブラレール、電車、ビデオ一式=3000円 男児服(130～150cm)=格安 4トン車タイヤチェーン(ダブル、バンドなし、新品)=相談 革ジャケット・スカート(9号、黒)=2000円 タイヤチェーン(165/80R14、185/R14)=3000円 ベビーベッド=無料 乳幼児用おもちゃ(2箱)=無料 スキーブーツ(25cm、黒)=500円 布おむつ30組=1000円 16インチ自転車=1500円 木製ハイチェア(青)=2000円 ゴルフシューズ(29cm)=3000円 ポケットボードバク(新品)=3000円 アイススケート靴(23cm、白)=4000円

**さがしています**  
ワープロ(東芝ルボ)=3000円 柏陽幼稚園男児園服等=格安 ぶらさがり健康器=格安 東深井中女子制服(160～165cm)=格安 中学生男子学生服(165～170cm)=無料 パイプハイベッド=3000円 とのりのトトロビデオテープ=格安 琴=格安

12月24日

# 早期ジョギングで ひと汗かいて豚汁を

寒くなってきましたが、家の中にこもってないで、こんなときこそ外で体を動かして温まりましょう。

時間) 八木北小学校グラウンド(6時50分) 参加費 200円(豚汁代) 持ち物 汗ふきタオル 申し込み 当日直接集合場所へ

市教育委員会と市コミュニティスポーツリーダー会では「コミュニティスポーツ」を推進します。

ウオーキングやジョギングでさわやかな汗を流したあと、みんなで豚汁を食べ、コミュニティの輪を広げましょう。

期日 12月24日(日) 小雨決行 集合場所(受け付け)



# ウェルネスコラム

## シース 生活習慣病

### 実は恐ろしい歯周病

歯周病は歯肉が腫れたり出血する歯肉炎から始まり、進行すると歯を支えている骨が破壊される病気のことです。

皆さんは「歯周病は口の中の病気だから全身とは関係がない」などと思っていないでしょうか。ところが歯周病の原因となる細菌や細菌から出る毒素



によって、身体にさまざまな影響を及ぼすことがあります。特に歯周病と関係が深い四つの「キーワード」についてお話ししましょう。

心臓病: 歯周病で歯肉に炎症があると細菌類は歯肉から血液中に入り、心臓に達します。その結果、心臓病による死亡や心筋梗塞の発作が起きやすいといわれています。

肺炎: 肺炎は日本人の死亡原因の四番目ですが、六十歳以上では断然トップだといつことを存じていたか。なぜ、六十五歳以上の肺炎患者が多いのか。それは年をとると殺菌作用のある唾液の量が減ることによって口の中の細菌が増えるため、反射神経が衰え、ムせることがなく無意識のうちに口の中の物が

気管へ誤って流れ込んでしまうためです。口の中の細菌の巣になれば、細菌がそのまま肺へ流れ込むわけですから当然肺炎になりやすいのです。

糖尿病 喫煙: これらに關係のある人は細菌に対する抵抗力が下がっているため、歯周病になりやすく、治療が難しく手遅れになる重症なケースが多く、治りが悪い、再発しやすいといった特徴がみられます。

このように、単に歯周病が口の中の病気だけでなく、身体にも影響を及ぼす大変恐ろしい病気だといつことをおわかり頂けましたか。

歯周病を予防することが全身への健康へとつながります。年に一度は歯科医院での検診をお勧めします。

保健推進課 歯科衛生士

# インフルエンザにご用心!

気温が下がり、空気が乾燥するこの季節、風邪やインフルエンザが流行しやすくなります。

特にインフルエンザは、いわゆる「普通の風邪」とは違い、感染力が強く、いったん流行すると短期間で爆発的に広がるのが特徴です。また、抵抗力の弱いお年寄りや子どもは、長引くと肺炎など重い症状になる場合があるので、「かかったかな」と思ったら風邪だと軽く考えず安静にして休養をとり、早めに医師の診察を受けましょう。

### 【風邪やインフルエンザの予防策】

- こまめに手を洗い、うがいをする
- バランスのよい食事と十分な睡眠をとる
- 室内を乾燥させない
- なるべく人込みを避ける

問 保健推進課 ☎54-0331



# NPO実務研修講座

来年1月20日から文化会館で

「NPOって何?」という方から、「NPO活動をした」「NPOの法人格を取りたい」といった方まで、幅広い層を対象に、NPO実務研修講座を開設します。

日程 平成13年1月20日・27日、2月10日・17日、3月10日・17日のいずれも土曜(全6回) 時間 13時30分~15時 場所 文化会館 内容 田中尚輝さん(NPO事業サポートセンター事務局長)による講義「NPO総論」ほか 対象 市内在住・在学等で、原則として6回とも参加できる方 定員 各35人程度(先着順) 申し込み 12月28日までに電話で企画調整課へ

問 企画調整課 ☎50-606

また、起業向けコースは現在市民団体が活動をしていて、もっと活動の場を広げるためにNPO法人格を取りたい方向けです。

日程 平成13年1月20日・27日、2月10日・17日、3月10日・17日のいずれも土曜(全6回) 時間 13時30分~15時 場所 文化会館 内容 田中尚輝さん(NPO事業サポートセンター事務局長)による講義「NPO総論」ほか 対象 市内在住・在学等で、原則として6回とも参加できる方 定員 各35人程度(先着順) 申し込み 12月28日までに電話で企画調整課へ

問 企画調整課 ☎50-606

# 新規学卒者の採用計画はありませんか? 新卒者に求人と採用枠の拡大を!

今年度の新規学卒者の就職機会は例年になく制約されたものとなっており、就職内定率・求人倍率とも低い水準で推移しています。

松戸公共職業安定所では、このような厳しい就職環境の中、これから社会に出発しようとする新卒者の期待に応え、意欲にあふれた職業生活が一人でも多く実現できるよう求人の申し込みおよび採用枠の拡大に、ぜひともご協力を - と事業主の方をお願いをしています。

採用計画または採用枠の拡大がある事業主の方は求人係まで連絡を。

問 松戸公共職業安定所 ☎047-348-6100

# 税の作文コンクール

遠藤佳菜さんら 5人が受賞 (東深井中3年)

税を正しく理解してもらおうと、全国納税貯蓄組合連合会では、中学生による「税についての作文」を募集したところ、ことしも多くの作品が寄せられました。

その中から、災害援助や福祉の充実などの国民生活の向上の面から税金の大切さを考えた遠藤佳菜さん(東深井中3年)が最優秀賞を受賞しました。

五十音順・敬称略

磯辺麻美(東深井中3年) 橋本久美(西初石中3年) 林亜由子(南都中3年) 山下美佳(常盤松中3年)

「門松のおふだ」を自治会などを通じて、毎月10日から配布します。また、自治会に加入していない方や転入した方には、各出張所 各公

お正月に玄関などに張る「門松のおふだ」を自治会などを通じて、毎月10日から配布します。また、自治会に加入していない方や転入した方には、各出張所 各公

問 公園緑地課 ☎50-609

# もうすぐお正月

## 門松のおふだを20日から配布

お正月に玄関などに張る「門松のおふだ」を自治会などを通じて、毎月10日から配布します。また、自治会に加入していない方や転入した方には、各出張所 各公

問 公園緑地課 ☎50-609



これは、緑化推進事業の一環として、毎年実施しているものです。

問 公園緑地課 ☎50-609

皆さんから寄せられた善意は、援助を必要とする市内の家庭や福祉施設に人前している方などに直接配られます。ことしも皆さんからの温かい善意をお待ちしています。

問 市社会福祉協議会 ☎594735

# 好評の手賀沼カレンダー

きょう15日から配布

手賀沼の美しい風景をつづった「てがめまカレンダー2001」を、きょう15日から市役所環境保全課と各出張所で配布します。

配布数は、環境保全課で300部、各出張所で50部ずつ。いずれも先着順。一人一部限りです。希望者はお早めに。

問 環境保全課 ☎50-6083

歳末たすけあい運動 今年も皆さんの善意を 展開中

地域でささえあうあったかいお正月 をスローガンに、十一月三十一日まで「歳末たすけあい運動」を全国一斉に展開しています。

県共同募会会流山市支会では、自治会や関係機関などの協力で募金活動を行っています。